

内閣と憲法改正との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月八日

参議院議長伊達忠一殿

小西洋之

○

○

内閣と憲法改正との関係に関する質問主意書

一 一般論として、内閣は国会に憲法改正の案を提出することができるのか、政府の見解を示されたい。

二 前記一について、内閣が国会に憲法改正の案を提出することができるとする場合に、その案の内容について何らかの法的な限界があると考えるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

O

O